

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

宜野湾市長 殿

譲渡人 ⑥

譲受人 ⑥

下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権() } を { 移転
設定(期間 年間) }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

1 申請者の氏名等

申請者	氏名	年齢	職業	住所
譲渡人				
譲受人				

2 許可を受けようとする土地の所在等

土地の所在				地目		面積 (㎡)	対価、賃料等 の額(円) [10a当たりの額]	所有者の氏名 又は名称 [現所有者が登記 簿と異なる場合]	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
市町村名	大字	字	番地	登記簿	現況				権利の種 類、内容	権利者の氏 名又は名称
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

①時期 () ②対価 ()
③賃借料等の給付の種類および額 () ④契約期間 ()

宜市産第 号

令和 年 月 日

上記申請のとおり許可します。

宜野湾市長 佐喜眞 淳

申請人訂正欄 ※漢数字を使用する	担当者確認欄 ※申請人は記入しない	許可権者訂正欄 ※申請人は記入しない
字挿入 字抹消	字挿入 字抹消	字挿入 字抹消
申請人印		
		令和 年 月 日 訂正・再交付

【教示】裏面を読んでください。

様式第1号(裏面)

[注意事項]

「2許可を受けようとする土地の所在等」については、「番地」及び「面積」は訂正できません。

[教示]

☐ 沖縄県知事の許可

この処分に不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内(処分があったことを知った日の翌日から起算します。)に、審査請求書(行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第15条に規定する事項を記載しなければなりません。)正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)。なお、審査請求書は、内閣府沖縄総合事務局長(那覇市おもろまち2丁目1番1号)を経由して提出して下さい。

[記載要領]

- 1 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、「住所」欄は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄は法人の名称及び代表者の氏名を、「職業」欄はその業務の内容をそれぞれ記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 「3権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。